

1 住宅及び複合建築物 エネルギー消費性能適合性判定料金 ()は税込価格

建物種別	申請種別	戸数区分	審査要件			
			建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
住宅	住戸部分※1	1戸(一戸建ての住宅)	30,000円	(33,000円)	40,000円	(44,000円)
		2~5戸	60,000円	(66,000円)	70,000円	(77,000円)
		6~10戸	70,000円	(77,000円)	80,000円	(88,000円)
		11~25戸	110,000円	(121,000円)	120,000円	(132,000円)
		26~50戸	150,000円	(165,000円)	160,000円	(176,000円)
		51~100戸	210,000円	(231,000円)	220,000円	(242,000円)
		101戸~200戸	280,000円	(308,000円)	300,000円	(330,000円)
	201戸以上	別途、見積りによる				
	共用部分	非住宅の床面積に応じて、「非住宅建築物」Ⅱ類により算出した料金を加算する。				
複合建築物	(住戸部分の料金+非住宅部分の料金)×0.9 住戸部分の料金 :戸数に応じて住戸部分により算出した額 非住宅部分の料金:非住宅部分の用途、床面積に応じて非住宅建築物により算出した額					

- ※1 住戸部分の計算方法が仕様・計算併用法の場合、上記料金の8割の額となります。
また、住戸部分の計算方法が仕様基準の場合には、上記料金の5割の額となります。
- ※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

2 非住宅建築物 エネルギー消費性能適合性判定料金 ()は税込価格

建物種別	用途区分 ※3	床面積 ※4	建築確認との併願申請※2の場合		単独申請の場合	
			モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法
非住宅建築物	Ⅰ類 ホテル 病院 集会所 等	300㎡未満	80,000円 (88,000円)	210,000円 (231,000円)	90,000円 (99,000円)	230,000円 (253,000円)
		300㎡以上~500㎡未満	90,000円 (99,000円)	230,000円 (253,000円)	100,000円 (110,000円)	260,000円 (286,000円)
		500㎡以上~1,000㎡未満	110,000円 (121,000円)	260,000円 (286,000円)	120,000円 (132,000円)	290,000円 (319,000円)
		1,000㎡以上~2,000㎡未満	140,000円 (154,000円)	300,000円 (330,000円)	150,000円 (165,000円)	330,000円 (363,000円)
		2,000㎡以上~5,000㎡未満	210,000円 (231,000円)	430,000円 (473,000円)	240,000円 (264,000円)	480,000円 (528,000円)
		5,000㎡以上~10,000㎡未満	280,000円 (308,000円)	530,000円 (583,000円)	310,000円 (341,000円)	590,000円 (649,000円)
		10,000㎡以上~25,000㎡未満	340,000円 (374,000円)	620,000円 (682,000円)	380,000円 (418,000円)	700,000円 (770,000円)
		25,000㎡以上~50,000㎡未満	400,000円 (440,000円)	710,000円 (781,000円)	440,000円 (484,000円)	790,000円 (869,000円)
	50,000㎡以上	別途、見積りによる。				
	Ⅱ類 事務所 学校 飲食店 等	300㎡未満	60,000円 (66,000円)	130,000円 (143,000円)	70,000円 (77,000円)	150,000円 (165,000円)
		300㎡以上~500㎡未満	70,000円 (77,000円)	150,000円 (165,000円)	80,000円 (88,000円)	170,000円 (187,000円)
		500㎡以上~1,000㎡未満	80,000円 (88,000円)	170,000円 (187,000円)	90,000円 (99,000円)	180,000円 (198,000円)
		1,000㎡以上~2,000㎡未満	100,000円 (110,000円)	210,000円 (231,000円)	120,000円 (132,000円)	230,000円 (253,000円)
		2,000㎡以上~5,000㎡未満	150,000円 (165,000円)	300,000円 (330,000円)	170,000円 (187,000円)	330,000円 (363,000円)
		5,000㎡以上~10,000㎡未満	200,000円 (220,000円)	370,000円 (407,000円)	220,000円 (242,000円)	410,000円 (451,000円)
		10,000㎡以上~25,000㎡未満	240,000円 (264,000円)	440,000円 (484,000円)	270,000円 (297,000円)	490,000円 (539,000円)
25,000㎡以上~50,000㎡未満		280,000円 (308,000円)	500,000円 (550,000円)	310,000円 (341,000円)	560,000円 (616,000円)	
50,000㎡以上	別途、見積りによる。					

非住宅建築物 Ⅲ類 工場 倉庫 等	300㎡未満	30,000円 (33,000円)	70,000円 (77,000円)	40,000円 (44,000円)	80,000円 (88,000円)
	300㎡以上～500㎡未満	40,000円 (44,000円)	80,000円 (88,000円)	50,000円 (55,000円)	90,000円 (99,000円)
	500㎡以上～1,000㎡未満	50,000円 (55,000円)	90,000円 (99,000円)	60,000円 (66,000円)	100,000円 (110,000円)
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	60,000円 (66,000円)	110,000円 (121,000円)	70,000円 (77,000円)	120,000円 (132,000円)
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	80,000円 (88,000円)	150,000円 (165,000円)	90,000円 (99,000円)	170,000円 (187,000円)
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	100,000円 (110,000円)	190,000円 (209,000円)	110,000円 (121,000円)	200,000円 (220,000円)
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	120,000円 (132,000円)	220,000円 (242,000円)	140,000円 (154,000円)	250,000円 (275,000円)
	25,000㎡以上～50,000㎡未満	140,000円 (154,000円)	250,000円 (275,000円)	160,000円 (176,000円)	280,000円 (308,000円)
	50,000㎡以上	別途、見積りによる。			

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の適用 3ページ目の表をご覧ください。

※4 床面積は非住宅部分及び住宅部分との共用部分(非住宅と判断されたもの)の合計(判定対象である外気開放部分を含む。)です。

※5 用途区分が複数となる建築物の料金は、建築物の用途区分毎の床面積で当該料金を算出し、これらの合計額(複数用途集計)と、建築物全体の床面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額とを比較し、低い額とします。

※6 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際に、その対象となる室がない場合は、Ⅲ類の300㎡未満のものとしします。

※7 計画変更、又は軽微変更該当証明の料金は、計画変更時又は軽微変更該当証明申請時の面積に応じて表の「単独申請の場合」から算出される料金の1/2の額とします。ただし、次の場合は1/2の額とはしません。

- ① 建築基準法の用途の変更、モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更(モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等)など、「計画の根本的な変更」の場合
- ② 直前の判定をセンター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③ ※6が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合

●適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、5,000円(税込み5,500円)とします。

3 判定料金の減額(次の業務を先行してセンターをご利用いただく場合)

審査内容が同一である場合に、「住戸部分」のみ判定料金は10,000円(税込価格11,000円)となります。

- ・ 設計住宅性能評価
- ・ 長期使用構造等確認

次ページに、用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の表を掲載しています。

●用途区分 I 類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08152	美術館その他これらに類するもの
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
08190	助産所
08192	
08210	児童福祉施設(前二項、保育所及びⅡ類に掲げるものを除く。)
08230	公衆浴場(個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。)
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
08260	病院
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館又はスポーツ練習場
08380	
08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの
08400	ホテル、旅館
08180	映画スタジオ、テレビスタンド
08530	劇場、映画館、演芸場、観覧場
08560	
08550	公会堂、集会場、展示場
08560	
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設

●用途区分 III類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋
08320	建築基準法施行令第130条の4第5項に基づき国土交通大臣が指定する施設
08340	工場(自動車修理工場を除く。)
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08420	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場
08430	
08490	自動車車庫、自転車駐車場
08500	
08510	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫
08520	
08610	卸売市場
08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農作物の生産、集荷、処置又は貯蔵するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの

●用途区分 I 類、Ⅱ類、Ⅲ類の表にない用途の場合はご相談ください。

●用途区分 II類

用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の用途
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校、義務教育学校
08082	
08090	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
08100	
08110	大学、高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校、幼保連携型認定こども園
08132	
08180	保育所その他これに類するもの
08220	児童福祉施設(入所する者の寝室がないものに限る)
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08410	自動車教習所
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
08450	飲食店(次項に掲げるもの、及び※1を除く。)
08452	食堂、喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3を除く。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
08470	事務所
08570	料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
08580	
08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3に限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2)

※1:田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。

※2:原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。

※3:田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。